

(参考1) 「規制改革推進3か年計画(改定)」前倒し等の事例(整理表)

IT

ア 情報通信ネットワークインフラの整備促進

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
線路敷設の円滑化 (国土交通省)	a 関係省庁が連携して、IT戦略会議・情報通信技術(IT)戦略本部で取りまとめられた「線路敷設の円滑化について」(平成12年11月6日)明記された以下の措置を講ずる。 (b) 道路等の公的空間への敷設円滑化) 橋梁の新設に合わせた線路敷設や将来の線路敷設に対応するため、モデル事業を選定し、光ファイバー敷設の在り方について検討する。	措置			(国土交通省) 橋梁の新設等の際には、光ファイバー添架希望をインターネットを通じて収集するよう、各地方整備局等に事務連絡を発出。(4月22日)	一部措置済	措置	
(警察庁、総務省、国土交通省)	b ケーブルテレビ事業者について、電気通信事業者と同様、円滑な線路敷設が実現するよう関係省庁が連携し必要な措置を講ずる。	一部措置			(国土交通省、総務省) 河川・道路管理用光ファイバーの民間開放については、ケーブルテレビ事業者も対象となるよう配慮したところ。(6月28日)	平成13年度以降、関係省庁と連携を確立した上で検討開始		

(注) 網掛けなし=14年度内に措置するもの又は15年度以降に措置する予定のものを、14年度上半期に前倒して実施するもの(一部前倒しも含む)。

網掛けあり=「逐次実施」など実施時期が具体的に明記されていなかったものを、14年度上半期に前倒して実施するもの(一部前倒しも含む)。

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年 度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
周波数割当ての見直し （総務省）	<p>有限希少な周波数資源のより一層の有効利用を促進するため、周波数割当ての見直しを引き続き実施することとし、特に、超高速ネットワークインフラ等の形成を推進するため、以下の周波数割当ての見直しを重点的に実施する。</p> <p>b 第4世代移動通信システム及び5 GHz帯無線アクセスシステムの周波数を確保するための周波数再配分を実施する。</p>	措置			（総務省） 周波数割当て計画を改正。（9月19日）	検討	結論（4月） 周波数割当て計画改正	

イ 電気通信分野における新たな競争政策の樹立

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
電気通信事業における事業区分の見直し (総務省)	電気通信事業における事業区分について、今後のネットワークの動向やネットワーク構築における柔軟性確保、競争の進展状況を踏まえ、また、通信と放送の融合化の進展、諸外国におけるハード・ソフト分離規制の動向等に配慮しつつ、制度の簡素化等の観点等を含め、見直しに向けた検討に着手する。	審議会最終答申と りまとめ			(総務省) 情報通信審議会において「IT革命を推進するための電気通信事業における競争政策の在り方についての最終答申」をとりまとめ公表。 (8月7日)	検討	結論	
インターネット関連サービスに関する業務支援システム(OSS)の開放 (総務省)	インターネット関連サービスを提供する際に必要な東・西NTTの業務支援システム(OSS)の開放について、開放すべき項目について、個人情報保護や費用負担の在り方等の観点から検討を行う。	措置			(総務省) 「IT時代の接続ルールに関する研究会」報告書を公表。(7月23日)		検討・結論	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年 度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
「MVNOガイドライン(仮称)」の策定 (総務省)	移動体通信市場において、周波数の割当を受けずにサービス提供を行うMVNO(Mobile Virtual Network Operator)の参入を促進し、更なる競争の進展を通じた料金の低廉化、サービスの多様化を図るため、MVNOに係る制度運営の透明性・予見可能性を高める「MVNOガイドライン(仮称)」を策定・公表する。	措置			(総務省) 「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を策定・公表。(6月11日)		措置	

ウ 電子商取引ルールと新たな環境整備

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
<p>対消費者電子商取引に係る独占禁止法上の考え方の明確化 (公正取引委員会) 〈競争の再掲〉</p>	<p>対消費者電子商取引に関して、消費者保護の観点から電子商取引上の表示に対する景品表示法上の対応や消費者に分かりやすい表示の在り方について、「消費者向け電子商取引への公正取引委員会の対応について - 広告表示問題を中心に - 」を平成13年1月に公表したところであるが、平成13年中に電子商取引の実態を適宜把握し、必要に応じて見直しを行う。</p>	措置	必要に応じて逐次見直し		<p>(公正取引委員会) 対消費者向け電子商取引に関する実態調査等を踏まえ、「消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項」をとりまとめ公表。(6月5日)</p>	必要に応じて逐次見直し		
<p>電子契約、情報財契約のルール (経済産業省)</p>	<p>b プログラム取引における利用者保護措置を定める「特定電子取引の円滑化に関する法律案」(仮称)を国会に提出するなど、所要の制度整備を行う。 【電子商取引等に関する準則(平成14年3月策定)】</p>	準則改訂			<p>(経済産業省) 「電子商取引等に関する準則」の内容を見直し改訂。(7月30日)</p>	一部措置 済		

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
コンテンツ市場における競争政策の在り方の検討、コンテンツに関する標準契約書の策定 (経済産業省)	コンテンツ取引やクリエイターに対する報酬等に関する現状と問題点を整理した上で、コンテンツ市場における競争政策の在り方を検討するとともに、コンテンツに関する標準契約書案の策定など製作・流通等に係るルールの確立のための方策を講ずる。	一部措置	措置		(経済産業省) コンテンツ流通促進検討会にて、権利者・制作者・流通事業者・学識経験者等の参加の下、コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を阻む要素の抽出と解決を図る報告書を取りまとめ公表。(7月5日)	検討	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
ブロードバンド・コンテンツの流通を促進するための環境整備 (総務省、経済産業省)	ブロードバンド・コンテンツのネットワーク流通を円滑化するため、コンテンツ流通の実証実験を通じ、基盤技術の確立及び権利処理ルールの整備を図る。	一部措置	一部措置	措置	(総務省) 【上半期】 下記の取組を実施。 実証実験協議会等の立上げ 実験参加企業によるTV-Anytime Forum等の国際標準化団体に対する提案実施の推進 実験参加企業・団体等による権利処理ルールの確立に向けた取組への支援 【下半期】 下記の取組を実施予定。 システム上での実証実験の開始 システム上での実証実験を通じ、メタデータ交換フレームワーク等の基盤的技術を確立 システム上での実証実験を通じ、実験参加企業・団体等による権利処理ルールの整備を推進		実証実験	措置

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
24ADRの整備 (経済産業省及び関係府省)	a 既存の相談機関の紛争処理能力向上及びADR(Alternative Dispute Resolution: 裁判外紛争処理)機関相互のネットワーク化を図り、消費者へのワンストップサービスの実現を目指すとともに、トラストマーク制度における市場メカニズムを利用したBtoC(対消費者)電子商取引のための新たなADRスキームの構築を行う。	一部措置	措置		(経済産業省) (社)日本訪問販売協会において、訪問販売、連鎖販売等の消費者取引に係る拘束力ある業界ADRとして、「消費者取引紛争処理機構」を創設。(6月6日)	一部措置 済	措置	

エ 社会・行政の情報化の推進

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画(改定)		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
暗号技術の標準化の推進 (総務省 経済産業省)	客観的にその安全性が評価され、実装性で優れた暗号技術を採用するため、ISO、ITU等における暗号技術の国際標準化の状況を踏まえ、専門家による検討会の開催等を通じて電子政府利用等に資する暗号技術の評価及び標準化を行う。	一部措置	措置		(総務省、経済産業省) 総務省と経済産業省において、共同で開催している「暗号技術検討会」において、9月末に暗号技術の評価結果を取りまとめ予定。	14年度までに実施		

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
22行政の情報化 （財務省、法務省、厚生労働省、農林水産省 経済産業省 国土交通省）	<p>b 申請・届出等手続の電子化</p> <p>(e) ワンストップサービスの推進</p> <p>) 輸出入・港湾諸手続について、平成13年度中に、関係府省の間でネットワークを通じた効率的な情報の共有と活用を可能とするための検討体制の整備を図る。その際、統計情報を含め、現行の提出書類を徹底的に見直し、標準化を実施するとともに、他府省と重複するもの、また単なる参考資料として提出を求められているものについては、一本化あるいは廃止を検討する。また、申請手続フォーマットの集約化を検討する。</p>							

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
	<p>さらに、通関情報処理システム(NACCS)と港湾EDIシステムについては平成13年度中を目途に接続、NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)については、平成14年度までを目途に、また、NACCS、港湾EDIシステムと乗員上陸許可支援システム(仮称)についても、平成14年度までを目途に、それぞれ連携する。</p> <p>なお、平成15年度までの実現を予定している輸出入手続の電子化の一環として、民間の収納インフラの利活用や各種輸出入手続の申告・申請・受付システムと貿易関連手続の電子化に係る民間システムとの連携等を検討する。</p>	一部措置	措置		(経済産業省) NACCSと外国為替及び外国貿易法に基づく輸出入許可・承認手続システム(JETRAS)との連携について、接続試験を行った。	一部措置 済	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
24外為関係の諸報告 （財務省） 〈金融の再帰〉	外為関係の諸報告の電子媒体化について、結論を得、所要の措置を講ずる。	一部措置		措置	（財務省） 電子化の対象となる報告の様式改正等について、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。平成15年度に提示することにして、日本銀行が受理する報告のオンライン化実現のための実施方策の一部（「財務省認証局及び汎用受付等システムに関する仕様書」、「汎用受付等システムの概要」）の提示を行った。（7月12日公布済）	結論	一部措置	措置
25国別対外債権残高報告書のOCR用紙による報告義務付けの廃止 （財務省） 〈金融の再帰〉	特別国際金融取引勘定承認金融機関が、外国為替及び外国貿易法第55条の7等に基づき、作成・提出することとされている四半期ごとの非居住者に対する国籍及び所在国別の債権残高の状況に係る「国別対外債権残高報告書」について、OCR(Optical Character Reader：光学式文字読み取り)用紙による作成の廃止を検討し、所要の措置を講ずる。	措置			（財務省） 「国別対外債権残高報告書」については、OCR用紙による報告を廃止し、通常紙による報告とすることとし、外国為替の取引等の報告に関する省令を改正。（7月12日施行済）	結論	措置	

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
30情報システム開発・調達プロセスの改善（経済産業省及び関係府省）	IT社会に対応した成熟度のあるシステム開発・調達を官民に広く普及するため、ソフトウェア開発・調達プロセス評価指標モデルを策定するとともに、競争の一層の促進を図る観点から、同モデルの活用などソフトウェアの特質を踏まえた調達の速やかな導入・普及に向けた検討を行う。	評価指標の検討・策定（一部結論）	残りの部分についても結論を出す		（経済産業省） 情報システムの調達に係る総合評価方式の標準ガイド（調達関係省庁申合せ）を策定（7月12日）	評価指標の検討	結論	

オ IT化を担う人材育成の強化

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
情報処理技術者試験制度の相互承認等（経済産業省）	海外の専門的IT技術者の活用を促進するため、情報処理技術者試験制度の相互承認等の措置を早期に実施する。	一部措置	逐次実施		（経済産業省） 相互承認の措置について、平成13年度までに合意をしたインド、シンガポール、韓国、中国に加え、本年度は、フィリピン（4月17日）、タイ（6月25日）、ベトナム（7月4日）と合意。	逐次実施		

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
外国人IT技術者受入れ関連制度の見直し （法務省） （法務ウの再掲）	IT技術者などの専門的・技術的分野の業務に従事する外国人を一層積極的に受け入れ、我が国における高度な技術や知識を有する人材の確保を図るため、IT技術者に関する上陸許可基準等外国人受入れ関連制度の見直しについて検討を行い、所要の措置を構ずる。 【平成13年法務省令第79号（平成13年12月28日施行）により制度改正を実施、新制度の下で補足的に必要な措置を、平成13年法務省告示第579号（平成13年12月28日施行）のほか、14年度以降、逐次実施】	措置			（法務省） 「技術」の在留資格に関し、法務省告示で定める国内外の情報処理に関する試験の合格者等について学歴又は実務経験要件を問わないこととする特例措置の対象に韓国の資格及び中国の試験を追加（7月19日）。	平成13年度中に検討・結論 結論に基づき逐次実施		

カ その他

事項名	措置内容	実施予定時期			前倒し内容等	規制改革3か年計画（改定）		
		平成14年度		平成15年 度		実施予定時期		
		上半期	下半期			13年度	14年度	15年度
非接触型ICカードの無線局設置の際の申請手続の簡素化 （総務省）	非接触型ICカードの無線局の開設に当たっては申請負担軽減の観点から手続方法及び技術基準等について、システムの運用実績や特殊性に考慮した規律の見直しを行い、一括申請の容認等手続の簡素化を図る。	措置			（総務省） 改正省令を施行。（9月19日）		措置（結論・実施）	